

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 20 日 木曜日
開会 10 時 00 分 閉会 11 時 50 分
- 2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室
- 3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 奥野 史子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子
委 員 松山 大耕
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 1 名
- 6 議事の概要
 - (1) 開会
10 時 00 分，教育長が開会を宣告。
 - (2) 前会会議録の承認
第 1464 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。
 - (3) 議事の概要
 - ア 議事
議案 1 件，報告 2 件
 - イ 議決事項

議第 42 号 令和 4 年度学校教育の重点について

(事務局説明 松本 学校指導課長)

本市では，京都市基本計画の教育に関する政策分野を「京都市の教育に関する大綱」に位置づけている。学校教育の重点は，その具体化に向けて，中期的な視点も踏まえつつ，単年度の指針と重点取組を定めた実行計画である。

令和 4 年度の学校教育の重点案の策定にあたっての基本的な考え方については，本市の目指す子ども像「伝統と文化を受け継ぎ，次代と自らの未来を創造する子ども」の実現に向け，京都ならではの「はぐくみ文化」の下，市民ぐるみ・地域ぐるみで「一人一人の子ども

を徹底的に大切にする」教育を一層推進していくことを主軸に据えたものとしている。

そのうえで、本冊子の表紙に『誰一人取り残さない』という確固たる信念』との言葉を新たに加えるなど、「関係機関との連携の下で、誰一人取り残さない、安心・安全の場としての学校の役割を果たしていくこと」、「多様な子どもがあらゆる他者との関係の中で、自分らしい生き方を探究し、その可能性を広げられるよう、一人一台端末の環境の下で、本市ならではの学校教育を充実させること」をより強調した内容に編集している。

さらに、学校教育の重点がすべての学校園、教職員に浸透し、より充実した教育実践に結びつくことを期して、策定にあたって実施した教職員アンケートの結果等も踏まえ、内容の見直しなどを図った。

次に、現行版からの主な変更点についてである。

表紙の次にあるカラーの見開きページについては、第1章から第4章までの要点を端的にまとめつつ各章の関連性を模式的に示すことで、学校教育の重点の全体像を一目で把握できる「グランドデザイン」として改めて位置づけた。各校園では、このページを拡大コピーしたものを職員室前に掲示し、教職員だけでなく保護者や地域の方にもご覧いただけるようにするなど、本市教育方針の浸透に向け工夫されているところである。

第1章では、目指す子ども像と3つの姿について、「自分らしい生き方を探究する」との言葉を強調し、内容の編集を行った。子どもが自ら主体的に将来に向かって歩み、そして、様々なコミュニティの中で自分の役割を果たしながら、自らの可能性を發揮していくための基盤・土台となる生きる力を育てていくことに主眼を置き、編集した。

第2章では、章の名称を「全教職員で進める学校園づくり 5つの柱」に変更した。本章に記載する事項は、目指す子ども像の実現に向けた教育活動を進めるうえで、すべての教職員がしっかりと認識することを期していたにも関わらず、教職員アンケートにおいて、本章に重点を置く旨の回答をした者の割合が他の項目と比較して著しく小さかったためである。改めて、すべての教職員の関わりの中での学校づくりや教育活動の必要性を強調した。

また、その内容について、1つ目の「いのち」では、情報社会を生き抜くための情報モラルや情報リテラシーの育成を含め、子どもの命を守り、子どもにとって安心・安全な場である学校を家庭や地域等とともに実現すること、2つ目の「よりそい」では、貧困やヤングケアラーなど福祉的な観点での支援が必要な子どもをはじめ、一人一人の子どもの背景をしっかりと見取り、家庭や地域、関係機関等との連携の下で、誰一人取り残さない教育を進めること、3つ目の「つとめ」では、「教職員の言動そのものが教育である」など子どもの人権を守るという最も基本的な教職員の職責とともに、ICTの有効活用を含めた授業改善や自らの資質向上を図ることを特に意識した編集を行い、さらに、章末には、各柱に掲げる子どもや家庭への支援にあたって、関係機関の多様な支援施策を把握し、具体的なケースに応じた連携がしやすくなるよう、学校を含め関係機関間の連携を示した模式図やその解説を充実させた。

第3章では、自ら問いをもち、自分の意志や判断で粘り強く行動する力である「主体性」と、よりよい人間関係を形成し、多様な他者との協調を大切にしながら、集団の一員として自己の能力を發揮して行動する力である「社会性」を育む学校教育を目指し、令和4年度に特に重視する視点として、引き続き、子どもが共に学び育つ場である学校園の良さを生かし、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を高めるための教育活動を進めていくことを掲げた。教職員アンケートにおいても、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」が特に大切である

との回答をした者がほとんどであった。

さらに、こうした教育活動を各校種で推進するにあたっての留意点として、小学校、中学校・小中学校（義務教育学校）では、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた「多様なテキストや個々の考えを関連付けて考える」などの授業改善、ICTの効果的な活用を通じた情報活用能力の育成、小学校高学年での教科担任制のさらなる推進を、令和4年度から新しい学習指導要領が年次進行となる高等学校では、京都市立高等学校スクール・ミッション等を踏まえた学校改革の推進、教育活動全体の改善を特に強調した。

第4章では、前章までの内容を実現するための具体的方策について、知・徳・体から成る「生きる力」を育む15の取組として掲載しており、現行版からの大きな変更はない。

最後に情報発信についてである。

学校教育の重点の策定目的は、冊子の作成にとどまらず、その内容の浸透・定着を図り、よりよい教育の実現につなげていくことにある。京都市立学校園のすべての校長に対する丁寧な説明に加え、関係動画や資料等を教職員が閲覧可能なポータルサイトに掲載するなど、すべての教職員が充実した教育実践に向けて理解し、活用しやすいものとなるよう工夫してまいりたい。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】 第2章の章名について、「全教職員で進める学校園づくり 5つの柱」へと見直しが図られたことで、すべての教職員が理解し、学校全体として実行すべき重要な内容であることがより明確になった。

【野口委員】 現行版の第2章の章名「学校運営 5つの柱」の「運営」という言葉が、管理職が確認するものとの印象を与えてしまっていたのではないかと。

【事務局】 第2章の内容については、管理職を含め、すべての教職員の関わりを通じた実現を目指すものである。今後は、名称を変更したことによる影響等の検証を図り、さらなる改善に努めていく。

【笹岡委員】 第2章において新たに加えられた情報モラルや情報リテラシーに関する内容について、いじめや個人情報の流出などインターネット利用に伴う課題が示されているが、スマートフォン等への依存が日常生活に及ぼす影響が深刻化していることも踏まえた内容にすべきである。

【松山委員】 スマートフォン等への依存について明記することで、教職員が重要な問題として強く意識し、より具体的な指導がしやすくなるのではないかと。

【事務局】 第4章における規範意識の育成に向けた具体的な取組の1つに、ゲーム等の長時間利用による生活習慣の乱れなどの問題に対する指導について記載しており、その内容も考慮したうえで文言を検討する。

【奥野委員】 学校教育の重点をいかに各校園の実践に浸透させるかが大切である。そのために、各校園の教育目標や教育活動等の実態に応じて、必要な内容が適切に教職員に伝わるよう、情報発信の工夫をお願いしたい。

【高乗委員】 全体の章の構成について、第1章から第3章までは、教科横断での取組や非認知能力の育成など、既成概念にとらわれず幅広い視点を踏まえた方針がしっかりと示されている。しかし、第4章については、「知・徳・体」という、これまでの教育課程の枠組みを基盤とした考え方の下で編集されている。学校現場で培われてきた「知・徳・体」の視点は大切に踏まえつ

つも、その枠組みにとらわれず、全体の流れの中で、第4章が新しい時代にふさわしいものとなるよう、今後研究してほしい。

(議決)

教育長が、「議第42号 令和4年度 学校教育の重点」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

ウ 報告事項

報告 ヤングケアラー実態調査の結果について

(事務局説明 稲田 生徒指導課長)

昨今、ヤングケアラーについては新聞等にも取り上げられ、ヤングケアラー自らの経験やその経験に基づく支援の必要性が求められている。

学校現場では、日ごろからヤングケアラーに関わらず子どもたちの小さな変化を見逃さずことのないよう気を配りつつ教育活動を行っているが、ヤングケアラーの子どもたちに新しい困りがあることを学校現場として把握したうえで、子どもたちに対応することが大事であり、他課とも連携して学校現場での意識向上を図る必要がある。

引き続き、学校現場においては、日ごろから担任の先生を中心として、子どもたちとの信頼関係づくりに努め、子どもたちにとって相談しやすい雰囲気づくりを心掛けてまいりたい。

(事務局説明 戸田 生徒指導課担当課長)

ヤングケアラーについて、厚生労働省のホームページでは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と定義されている。

国においては、令和2年12月に中学2年生・高校2年生や学校等に対して全国調査が実施されるとともに、厚労省と文科省の副大臣を議長とするプロジェクトチームが設置され、検討が進められている。

本市においては、関係部局（子ども若者はぐくみ局・保健福祉局・教育委員会）で構成する「ヤングケアラー部会」を設置し、昨年7月から各局が所管する業務について実態調査を実施する等、検討を進めている。

まず、調査の概要についてである。

教育委員会での調査は、全市立中学校・高等学校の全生徒を対象として実施し、中学生は1人1台配備しているGIGA端末からの回答、高校生は学校の状況に応じて紙又は端末からの回答を集計した。対象生徒33,017人に対して25,636人の回答があり、回収率は77.6%であった。また、市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に対する調査も行い、小学生・中学生・高校生のいる世帯の状況や子どもの生活実態について、全236校から回答いただいた。

続いて、中高生・学校向け調査の集計結果についてである。

まず、家族の中に世話をしている人がいる割合について、世話をしている家族が「いる」と答えたのは、中学生が1,142人(5.4%)、高校生が94人(3.5%)であった。国の

調査では中学校2年生で5.7%、高校2年生で4.1%であり、本市においても国の調査とほぼ同様の結果である。

次に、中高生が世話をしている対象については、中学生は「きょうだい」が最も割合が高く、高校生は「父母」の割合が最も高かった。また、世話をしている対象別に世話の内容について調査したところ、割合が高くなっているのは「家事」、「見守り」、「きょうだいの世話や保育所への見送り」であった。

次に、世話をしている頻度については、中高生とも「ほぼ毎日」の割合が最も高く、4割程度の回答であった。国の調査では5割弱の生徒が毎日世話をしていると回答しており、国に比べ本市は若干低い結果であったが、国と同じく、調査の中で最も高い割合となった。

次に、1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」と回答した割合が最も高かったが、「3時間～7時間未満」と回答した割合も高く、「7時間以上」と回答した生徒は中学生で2.7%、高校生では2.1%となるなど、多くの生徒が世話に時間を費やしていることも判明した。

なお、校種別平均は、中学生で2.6時間、高校生で2.4時間であり、国の校種別平均（中学生4.0時間、高校生3.8時間）に比べると、世話に費やす時間はやや短いという結果となった。

次に、世話をしているためにやりたいことができないことについて、中高生ともに「特になし」が最も高いが、その他では「自分の時間がとれない」といった回答も一定数確認でき、国の調査と同じ傾向となった。

次に、世話をしていることに対してきつきを感じているかについて、中学生で7.7%、高校生で10.6%が精神的、身体的にきつきを感じていると回答した。また、中高生ともに時間的な余裕がないという回答が8.5%あった。

次に、世話について相談した経験について、「ある」と回答した中高生は227人であり、最も割合が高かった相談相手は「家族」であり、次いで「友人」が高かったが、回答には、「学校の先生」、「保健室の先生」、「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー」といった回答も一定数あった。

一方、世話について相談したことが「ない」と回答した中高生について、その理由として「誰かに相談するほどの悩みではない」と回答した割合が最も高く、また、「家族外の人に相談するような悩みではない」や「相談しても状況が変わるとは思えない」の回答が一定数あった。

次に、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、学校で大人に助けてほしいことや、必要な支援について調査したところ、中高生ともに「特になし」が最も高いが、「自分の今の状況について話を聞いてほしい」や「自由に使える時間がほしい」などの回答も一定数あった。

次に、アンケートに回答した中高生に、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかを調査したところ、中学生では1.8%、高校生では1.9%が「あてはまる」と回答し、中学生で1.8%、高校生では2.3%となった国の調査結果と同程度であった。

次に、ヤングケアラーの認知度について、中高生ともに約3割が「聞いたことがある」という回答であった。国の調査結果は2割程であり、本市の割合の方が比較的高くなっているが、本市の調査は国の調査の半年後であり、その間に一般的にヤングケアラーが認知されてきたことも、調査結果に影響したと考えられる。

続いて、学校に対する調査結果である。

まず、各校が把握しているヤングケアラーに該当する人数を集計結果であるが、中学校でヤングケアラーに該当するのは 194 人となった。先ほど説明した中学生本人のアンケート結果では約 2%，人数にすると 379 人がヤングケアラーに「あてはまる」と回答しており、学校調査の結果と倍ほどの差がある。こうした結果は、学校調査において、学校としてヤングケアラーの把握にあたっての課題として、各校種で「家族内のことで問題が表面化しにくく、実態の把握が難しい」という回答が 7 割から 9 割と高くなっているように、学校においてヤングケアラーの状況の把握が難しいことが要因であると考えられる。

次に、学校として必要だと思うことについての集計だが、全校種において、子ども自身や教職員がヤングケアラーについて知ることや、子どもが教職員に相談しやすい関係をつくることが高い割合となった。

続いて、調査結果を踏まえた対応についてである。

ヤングケアラーの課題解決に向けては、家族の介護や医療等をはじめ複合的な課題への支援が必要となることから、高齢者や障害のある方、経済的困窮にある方等への支援を所管する保健福祉局と、児童虐待やひとり親家庭をはじめ子育て支援を所管する子ども若者はぐくみ局が、家族への支援の中心的役割を担当し、子ども本人にかかわる機会が最も多い学校を所管する教育委員会と連携体制を構築し、支援のあり方を検討していく。

令和 4 年度における京都市立学校・教育委員会に係る取組としては、まず、国が令和 4 年度からの 3 年間で認知度向上の「集中取組期間」としていることを踏まえ、国が作成予定のポスターやリーフレットを活用し、学校や児童生徒に配布する等、認知度の向上を図るとともに、児童生徒に、児童相談所相談専用ダイヤル（子ども若者はぐくみ局）や、こども相談 24 時間ホットライン（#7333）（教育委員会）等の相談窓口を周知するとともに、子ども本人から相談しやすい環境づくりに努める。また、全校に配信している、成蹊大学教授 澁谷智子氏による研修動画の活用や、校長会への情報提供等、様々な機会を通して、教職員の意識向上を図っていく。

なお、国においては、小学生（6 年生）に対する調査が進められており、本市においても国の調査内容を踏まえ、調査の実施を検討していく。

次に、全市的な取組としては、まず、支援者（団体）等に向けて手引きや研修動画を作成し、関連施策の理解やヤングケアラーへの支援の必要性に係る意識向上を図るとともに、個別事例の共有や支援者間の連携促進を通じて、ヤングケアラーに対する理解・認識の向上を図っていく。

また、子どもや保護者に、ヤングケアラーの相談窓口を周知するとともに、支援が必要なケースについては、子ども本人の負担軽減につながる対策として、高齢者や障害のある方等に対する既存施策の活用等について、子ども本人や家族の意向を踏まえて検討する。

さらに、民間の支援団体等が開催するピアサポート（ヤングケアラー当事者や経験者の語りの場等）の場を支援者等が活用することにより、ヤングケアラーに対して相談できる機会を提供するとともに、ヤングケアラー当事者や保護者等に係る支援者（団体）等からの相談について、区役所・支所保健福祉センターの各相談窓口や児童相談所、学校等の関係部署が、国が現在作成を進めている関係機関の連携支援マニュアルを活用し、

支援を行う。また、京都市LINE公式アカウントや市民しんぶんを活用し、幅広い層に対して情報発信を行う。

最後に、実態調査に関する成蹊大学教授 澁谷先生からの主な指摘について御紹介する。

1点目として、埼玉県の実態調査を受けての所見であるが、世話の時間が平日2時間未満の生徒に対しては、学校全体でヤングケアラーに対する理解を広める、学校でケアについて話したり相談したりできるようにする、学校で勉強できる時間や空間の確保、課題の提出等に関してある程度の柔軟性を確保する等、学校環境を整える方向で対応し、平日4時間以上の生徒に対しては、「子どもの権利」を守る視点で、福祉関係者や地域の支援者、ケアを要する人の医療やサポートに関わる人とも連携して、子どものケア時間を減らす方向で対応することが必要と御指摘されている。

本市においても同様に、世話をする時間が比較的短い生徒に対しては、学校環境を整えて対応し、世話をする時間が比較的長い生徒には、福祉の面から対応することも必要である。

2点目として、きょうだいの世話をしていると答えた生徒は、家族の中で協力し合って世話をしている状況が伺える一方、自分のみできょうだいの世話をしていると答えた生徒も2割弱いることは注意が必要であり、こうした状況に対しては、なんらかの支援が必要であるという御指摘である。

3点目として、きょうだいの世話は、父母や祖父母に比べて、ほぼ毎日していると答えた割合が高くなっているが、きつさを感じていないという割合も父母・祖父母に比べて高くなっており、これは、きょうだいの世話については、毎日のことであっても家族と協力しながら面倒をみるといった家族のあり方を、子どもも自然のことと捉えている可能性が高いと考えられる一方で、祖父母の世話については、きょうだいに比べて、突発的なトラブル等への対応をしている可能性から、頻度が少なくても同程度の精神的きつさがあるため、より一層時間的余裕がないという認識に繋がっている、という御指摘である。

4点目として、ひとり親世帯の生徒とそれ以外の世帯の生徒の比較では、きつさを感じるかと世話の内容に特に大きな違いがあり、きつさを感じるという点では、「精神的にきつい」と「時間的余裕がない」について2倍近くの差があること、また、学校や周りの大人に助けてほしいことについての質問では、ひとり親世帯でもそうでない世帯でも、「わからない」とする割合が1割を超えており、特にひとり親世帯が高いため、こうした傾向を解きほぐして整理を一緒にしていく支援も大切になってくる、という御指摘である。

5点目として、世話の時間の区分（3時間未満、3～7時間、7時間以上）に関わらず、誰かに相談している生徒は2割程度で、その理由は「誰かに相談するほどではない」が7割となっており、世話の時間が多くても、「誰かに相談するほどではない」と感じている現状にどう介入していくかを考えると、単に悩み相談コーナーを作っても、そこに来ないということは考えられ、子どもや若者が相談に至るまでのつながるプロセスをどう作っていくかが大切になってくる、という御指摘である。

この点については、具体的に、お茶を飲みながらホッと話せる場所、ちょっとした愚痴をきいてくれる場所、といった、あまり「大ごと」にならないようなところで、これらを拾い上げていく仕組みが重要になってくるのではないかと指摘されている。

調査結果に加え、こうした澁谷先生の意見を踏まえて、引き続き、子ども若者はぐく

み局や、保健福祉局と連携・共有し、学校とも連携しながら対応していく。

(委員からの主なご意見)

【笹岡委員】 国で作成されている対応マニュアルは、いつ頃に地方自治体に共有される予定か。また、現在の学校現場における、ヤングケアラーの対応状況は。

【事務局】 国からは今年度中にマニュアルが完成する予定と聞いているが、まだ内容は確認できていない。本市においては、マニュアルを踏まえて、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局と連携しながら、学校や支援機関がわかりやすい方法で周知をしていきたい。

学校現場においては、澁谷先生の研修動画を配信し、周知・啓発に努めるとともに、常に子どもの困りについて学校全体で注意深く見守っており、ヤングケアラーについても対応が必要な案件が発生した場合は、児童相談所等、関係機関とも連携対応しながら対応している。

【松山委員】 多くの子どもたちは、生まれてから同じ環境で生活しており、何が普通の生活なのか、自分は何に困っているのか、子ども自身ではわからないことが多いため、今回の調査結果の数字を鵜呑みにするべきではない。周りの大人が子どもの困りごとに気づいてあげる必要がある。コロナ禍で難しい部分もあると思うが、教職員による家庭訪問によって各家庭の実態把握を行い、本当に困っている子どもたちに対して丁寧に対応していけるような仕組みづくりが必要だ。

【奥野委員】 きょうだいや祖父母のお世話等は、決して悪い側面だけでなく、その経験が子ども自身の知識や経験になることもある。度が過ぎて、子どもたちの学びの支障や心の傷になることが問題。澁谷先生の指摘でも言われているとおり、あまり「大ごと」にならずに相談ができる体制として、教育相談や保健室の先生との会話など、子どもたちが駆け込める場所を学校で作ってもらうことが大事。また、子どもたちは普段からスマートフォン等を使っているため、ICTを活用すれば、より意見を吸い上げやすくなるのではないか。

【高乗委員】 本来、家族で助け合い、協力し分担して生活していることはいいことであり、多くの人が、そのようなことを経験して大人になっているが、子どもの成長にとって、必ずしもプラスになるとは言えないような状況でない場合、子どもの人権を守るという観点から、子どもたち1人1人の状況に応じた支援が必要となる。そうした個別の支援を行うには、一斉に実施する調査だけでなく、子どもたちが教職員等に個別に相談できる環境をつくり、子どもたち1人1人から話を聞くことができる体制を構築する必要がある。

【野口委員】 調査結果において、生徒は誰を対象に世話をしているのかについては回答しているが、その後の質問については無回答が非常に多い。子どもたち本人が、自身の状況を理解できていないことが結果として表れている。

【事務局】 学校現場からも、家庭訪問によって、家庭の実態を掴みやすいとの声を聞いているが、近年はコロナ禍に加え、教職員の働き方改革の観点から、積極的に実施することは難しい。そうした中、澁谷先生の御指摘にもあるような、「あまり『大ごと』にならないようにホッとする空間」を学校内に作

り出すために、教育相談や放課後に子どもと面談する機会を設けて、子どもが本音を話しやすくなるような関係づくりを進めていきたいと考えている

また、ヤングケアラーの考え方をしっかり子どもたちに理解してもらい、声を上げやすい状況を作っていく必要がある。御指摘のとおり、きょうだいや祖父母のお世話が将来の役に立つこともある。ヤングケアラーについて周知していくうえで、すべてを否定するのではないようにしていきたい。

【稲田教育長】 京都市は伝統的に、子どもたちの背景を考慮した生徒指導を行ってきた。各家庭の様々な状況から就学できない子どもがいるが、そうした子の中には、家族の世話をしている自分自身を誇りに思っている子どももいる。今後の周知・啓発にあたっては、そうしたことも踏まえて、進めていきたい。

報告 令和3年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

(事務局説明 羽田 体育課長)

令和3年度「全国体力・運動能力調査」の結果についてである。この調査は、文部科学省が実施する、全国の小学5年及び中学2年を対象とした悉皆調査で、実計8種目の実技調査と児童生徒・学校を対象とした質問紙調査で構成されている。悉皆としては、平成20年度から実施されており、昨年度はコロナで中止されたが、今年は2年ぶりに実施された。

なお、本市では、平成30年度から、小5・中2以外の学年でも、全学年において、独自に同じ項目の「体力調査」を実施しており、子ども自身も学校も、経年で比較できる仕組みにしている。

調査結果の概要について、まず、実技8種目の「体力合計点」の状況である。体力合計点は、全国では、小5男女、中2男女ともに、コロナ前の令和元年度から大きく数値が低下し、男子はいずれの年代も調査開始以来の最低値となった。本市でも同じ傾向を示し、男女ともに令和元年度を下回った。国が行った分析において、低下の主な要因については、1つ目は運動時間の減少、2つ目は学習以外のスクリーンタイム（テレビ、スマホ等の映像視聴時間）の増加、3つ目は肥満である児童生徒の増加であるとされている。これら3つは2年前の令和元年度から指摘されていることであるが、「コロナの影響を受け、更に拍車がかかったこと」に加え、「学校活動が制限されたことで体育授業以外での体力向上の取組が減少したことも考えられる」とされている。

さらに、本市では、小学校に比べ、中学校の低下の幅が大きいですが、これは、昨年来、緊急事態措置等で教育活動や部活動の制限が多くあり、特に部活動に大きな影響が出た中学校では、全国と比べ下降幅が大きくなっている。

次に、各実技テストの状況である。「上体起こし」、「20mシャトルラン」は、全国・本市ともに、前回から大きく低下した。「反復横とび」、下の表の「立ち幅とび」は、全国的には低下傾向だが、小学生は男女とも総じて向上した。特に小学校の反復横とびについては前回の調査から上昇傾向にある。「長座体前屈」については、全国も総じて上昇しているが、本市では大幅に向上した。「ボール投げ」は全て低下傾向。「握力」「50m走」は、中学校男子を除いて低下傾向である。

合計得点の良い方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価について、小学校

において、令和3年度と元年度を比較すると、全国では男女ともに評価の高いAとBの割合が減少し、評価の低いDとEの割合が増加している。本市でも同じような傾向にあるものの、その変化は若干緩やかである。中学校についても、小学校と同様、国も市も評価の高いAB層が減少し、評価の低いDE層が増加。特に本市では女子のDの割合の増加が大きい。

令和3年度において、小学校、中学校の各男女別に、全国平均を50とした時の本市の数値や、総合評価のABCDE層の分布について分析を行ったところ、体力合計点は全国平均より低いものの、種目によっては全国平均より高い種目もあった。例えば、小学生の棒グラフでは男女とも柔軟性をみる「長座体前屈」、疾走能力を見る「50m走」は赤いラインの全国平均を上回っている一方、筋持久力を見る「上体起こし」などは全国平均を大きく下回るという傾向であった。中学校では、男女とも「50m走」は全国平均を上回り、「上体起こし」は全国平均を大きく下回るという傾向であった。

また、学校ごとの結果をみると、約3分の1の学校で、令和元年度の数値を上回っており、コロナ禍においても、体力の向上につなげている学校もある。

次に、児童生徒の運動時間について、小学生に「一週間、体育の授業を除き、どのくらい運動しますか」という質問をしたところ、420分以上（1日あたり60分以上）すると答えた割合は減少しており、特に男子の方に減少が目立つ。全国との比較では、小学生では男子はあまり差がないが、女子は全国より少ない傾向であった。

中学生に対して同じく一週間の運動時間の質問をしたところ、小学生と同じ傾向で、一週間で420分以上運動する生徒の割合は減少しており、特に男子の方の減少が顕著となっている。全国との比較では、中学生も男子は全国平均並みだが、女子は60分未満の割合が高く、420分以上の割合が低くなっている。

次に運動時間別の体力合計点であるが、一週間の運動時間が420分以上の児童生徒は、それ以外の児童生徒と比べて体力合計点が高いという結果となった。部活動ガイドラインの定着等により、運動部活動の活動時間について最近では短縮傾向にあるが、特にコロナの影響を受け、大幅に減少している。

次に、スクリーンタイム（テレビ、スマホ等の映像視聴時間）の状況について、学習以外のスクリーンタイムは、視聴時間が2時間以上の割合（令和3年度のグラフの赤枠で囲んだ部分）が増加しており、小、中学校ともに男子の方が長時間化している。スクリーンタイムと体力合計点との関係を分析したところ、全く視聴しないグループが必ずしも体力合計点が高いわけではないが、学習以外のスクリーンタイムが長時間になると、体力合計点が低下する傾向がみられた。

次に、児童生徒の体格の状況である。小中の男女ともに、全国的に肥満の割合が増加しており、小学校女子を除き過去最大の数値となっている。その中で、京都市の児童生徒は肥満の割合が全国と比較して少ないのが特徴であった。体格別の体力合計点を分析すると、肥満である児童生徒は、その他の児童生徒と比較し、体力合計点が低い傾向がみられた。

次に、授業以外での体力向上の取組状況について、学校に対し「前年度、体育の授業以外で体力向上の取組を行ったか」という質問を行ったところ、全国、本市ともに、黄色部分の「取組を行った」とする学校が令和元年度と比べて減少している。特に本市では、緊急事態宣言等における活動制限の影響で取組を行った学校の割合が全国よりも少ない。

次に、児童生徒質問紙調査から、児童生徒に、「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問をしたところ、全国、本市ともに、黄色の「好き」、赤の「やや好き」という回

答の合計が、減少している。また減少の割合は女子の方が高い。逆に言えば、「きれい」「ややきれい」という児童生徒が増加している。

児童生徒に対する、「あなたにとって運動やスポーツは大切なものですか。」との質問への回答は、全国、本市ともに、「大切である」とした児童生徒が減少した。

各学校においては、既に本市独自に全学年で実施した体力調査と、今回の調査結果を踏まえ、全国・全市平均との比較や経年比較を行い、課題を分析し、授業改善などに取り組んだうえで、更なる体力の向上の取組につなげることとしている。

教育委員会としても、今後行う予定の研修会等で、コロナの影響による体力低下についての危機意識を共有するとともに、学校全体で体力向上を図り、小中9年間の連続する取組となるよう、各校の取組をしっかりと支援していく。

(委員からのご意見)

【奥野委員】 コロナの影響で大幅に運動時間低下、スクリーンタイムが伸び、肥満が増えるという悪循環が定着してしまっている。成長段階・発達段階によって、部活のある中学・高校と小学校では体力数値の性質が違うので、丁寧に分析する必要がある。体力低下の要因として、子どもが外遊びをあまりしていないことがあるのではないかと思う。運動・スポーツという定義で考えると子どもにはハードルが高くなるが、外で遊ぶということであれば楽しくできる。

しかし、公園でのボール遊び禁止など、現状としてできる環境が少ない。子どもが自由に遊べる環境をどう作っていくかは、大人の意識の問題もある。これは社会的な問題であり、学校だけの課題ではないが、教育委員会としては学校の授業等において今回のデータを分析し、どのように生かすか考えていくことが重要。持久力の低下が顕著だから強制的に持久走をさせるということではなく、楽しく持久力の向上につながるような取組を考えることで、前向きに体力向上ができるのではと思う。データを読み解くと何が足りないのか端的にわかってくるので、是非、そのあたりのフォローをお願いしたい。

今回調査の対象としている「授業外の取組」というのは部活動や学校外のスポーツ、外遊びも含まれるのか。

【事務局】 「授業外の取組」とは体育の授業以外で行う学校の取組のこと。例えば部活動や学校行事（運動会等）、休み時間や放課後等を実施する体力向上に資する取組であり、学校外で実施されるものは含まない。

【笹岡委員】 外遊びについて、鬼ごっこが大好きな子どもでも、コロナ禍で友達と外遊びができないような時期もあったし、これからもどうなるかわからない。このような状況において、体力の向上のためには、一人でもできる取組を考える必要があるのではないかと思う。

【事務局】 御指摘の点については、学校での取組に加え、家庭教育との連携が大事であり、家に帰って子どもが一人で、または家族でできる取組を進めていく。1人1台端末の活用も含め、研究会の先生方とも連携して仕組みを作っていくたい。また、PTAにおいても様々な取組をされており、連携して進めていきたい。

【野口委員】 スクリーンタイムが増加しているとのことだが、みんなスマホが好きなら、スマホ運動アプリのようなものが開発されると思うので、それを取り入れる

のも1つの案かと思う。

【高乗委員】本市は独自に全学年悉皆で体力調査されているとのことで、経年で追跡できるようになっているかと思うが、学年ごとの差や、特定の学年に見られる特徴などはあるか。また、今回、3分の1の学校が向上したのは、その学校の取組の成果なのか、偶然能力の高い学年だったということなのか、どのように分析されているか。

【事務局】同じ小学校5年生でも、能力の高い年もあれば低い年もある。今回、コロナ下においても3分の1の学校の合計点が向上したのは、もともと能力の高い学年だったという可能性もあるので、毎年の調査の中で同じ学年集団の体力の向上を経年で見えていくことも大切であると考えている。

小学校においては各学校で計画を立てて実行し、体力テストの結果を受けて効果を検証し改善を図るという、PDCAサイクルに基づいた体力向上の取組である「ジャンプアップ・プロジェクト」という事業を平成27年度から実施している。その事業の1つとして、2年間の実践研究をしていただく学校を毎年3校指定している。その実践において、例えば、いろんな種類のボールを自由に使えるようにしたり、グラウンドに遊びのための線を引いたり、コロナ下でも実施しやすい縄跳びの検定を全校で実施したりと様々に取り組まれた結果、大幅に体力が伸びた学校も多くあり、取組の成果が反映されたものだと捉えている。その成果を検証しながら全校に発信していきたい。

中学校においては、教育委員会の具体的な事業ではないが、数値が高い学校は、生徒会の体育委員会において、スポーツレクリエーションや体力アップキャンペーンなど生徒主体で全校に呼びかけて取り組まれていたり、昼休みに生徒が考案したダンスを流して全校で取り組まれていたりする。中学生になると、より自主的に様々な興味関心を運動に結び付けて実践することができるので、そういった事例を全市に広めていきたい。

【高乗委員】子どもは基本的には体を動かすことが好きだと思う。あとは、子どもたちの体を動かす意欲を引き出すような仕掛け・働きかけが大切。紹介いただいた実践事例を他校にも普及させ、教員が直接指導するだけでなく、子どもたちが自分から体を動かしたくなる場づくりや環境づくりを進めてほしい。

【松山委員】先日の学力調査の結果と比べると、京都市は「賢いけど体力がない」という結果となっており、残念に思う。大人になって結局、重要になってくるのは体力。スクリーンタイムが増えると体力も学力も低下することは分かっているが、学力が高い学校は体力がどうなのかといった、体力と学力の関係について分析するとより実践的な提案がでてくるのではないかと思う。

【事務局】都道府県ランキングを見ると、福井県・秋田県・石川県といった学力が高い自治体については体力も高い。今年度はコロナの影響で全国的に低下したが、こうした自治体の取組を分析して、体力向上を目指してまいりたい。

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

1月10日 令和4年京都市はたちを祝う記念式典

1月15日 西京高等学校附属中 入学者選考

1月18日 感染拡大を踏まえた教育活動について 教育長通知発出

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

11時50分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長